

(4) 世界遺産の登録基準への該当性

① 資産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準の番号

- ・ 資産の適用種別：遺跡
- ・ 登録基準の番号：iii)・v)

iii) 竪穴住居は、寒冷地に適応した居住形態で、時代によって形状や構造が異なっているが、地面を一定の深さに掘り窪め、その上に上屋をかけるという構造は基本的に変わらない。同一の立地環境において、同一の居住形態が数千年も継続されたことは、環境に適応した文化的伝統の成立を物語り、その証拠が窪みの状態で地表面から広範囲にわたって確認できることは、極めて希有な存在である。

v) 縄文時代～擦文・オホーツク文化期において竪穴住居は伝統的な居住形態である。その立地は、当時の生業や生活様式により選択されたものであり、陸上の土地利用形態を示すものといえる。また、河川や海に接している遺跡の立地は、それらと親密な関係を保った当時の生業や生活様式を物語るものである。

同一の立地環境に数千年もの長きにわたり、継続的に居住が行われたことは、当該遺跡に生活していた人々が、自らの生活を営みながら周辺環境を破壊せずに継承していったことを物語り、人類と環境の調和・ふれあいを代表する顕著な見本といえる。

② 真実性／完全性の証明

竪穴住居跡の大部分は地表面の窪みの状態での確認だけであるが、いくつかについては発掘調査によってその内容が確認されており、窪みが竪穴住居跡であるという真実性に問題はない。また、大部分の竪穴住居跡が発掘調査を行わずに、住居の廃絶後の状態を保って残っていることは、遺跡の完全性が担保されていることを意味し、今後もこの状態で残していくことに大きな意義がある。

③ 類似遺産との比較

北海道東部と同様な気候環境にある高緯度地域では、竪穴住居跡が窪みの状態で確認できる遺跡が散見される。例えばアラスカ・サハリン・千島などにおいても我が国の研究者が発掘調査を実施しているが、本資産ほど広大な面積で大規模なものは、知られていない。北海道内においても100軒以上の竪穴住居跡が確認されている遺跡は15箇所程あるが、2,500軒以上にも及ぶ両資産の規模は群を抜いており、その立地、環境の優位性を示すものといえる。

両資産は、指定面積が広大で、竪穴住居跡が莫大な数であるにもかかわらず、測量調査などが実施され、住居跡群に関するデータが示されていることも大きな特徴であり、両資産の学術的価値を高めていると共に、今後の保存・整備・公開の可能性を担保しているものといえる。